

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/WP.x

Agenda item: AI と軍事 (AI and the military)

2025 年 8 月 4 日

Sponsor: Costa Rica, France, Germany, New Zealand, Norway, Philippines, Switzerland.

第 80 回国連総会第一委員会は、

生成 AI によって人の生命や基本的人権など、人類の尊厳が侵害されるリスクがあることを強調し、

近年の AI 技術の進歩が非常に速いことを認識し、

AI 技術に関して、国際社会は倫理性・安全性・透明性を確保することの重要性を認識し、

国際連合において人権保障のために、AI 技術の進歩に合わせた AI 規制及びそのための継続的な議論を行うことの必要性を認識し、

生成 AI 規制のための新たな国際機関が必要であると確信し、

国家による生成 AI の軍事転用は多くの国の安全保障を脅かすものであると認識し、

国家による生成 AI の軍事転用を国際的に監視することの重要性を認識し、

国家による生成 AI の使用によって他国の安全保障が脅かされることはあってはならないことだと認識し、

国家による生成 AI の使用への抑止力として、経済制裁が有効であると確信し、

開発過程やアルゴリズムが不明な生成 AI による誤作動の危険性を認識し、

生成 AI の平和的かつ有効的な活用は人類の発展に大きく寄与すると確信し、

攻撃目標の選定から攻撃の実行までに意味ある人間の判断が関与しない自立型致死兵器システム (LAWS) の存在を認識し、

LAWS を用いた国際人道法に違反する戦闘行為が行われている現状を遺憾に思い、

自立型兵器の規制のための議論がこれからも行われることの重要性を認識し、

AI の誤作動に対する責任の所在が国際的に定義されていない現状を遺憾に思いながら言及し、

生成 AI の誤作動に対する責任の所在を国際的に定義することの重要性を認識し、

1. 国連加盟国に対し、LAWS を完全自律型の AI 兵器と認識することを要請する；
2. 各国に対し、LAWS の使用を禁止することを強く要請する；
3. 国家またはそれに準ずる組織による LAWS の使用時の誤作動の場合、その国家に全責任を帰属させ、国際法の下で法的責任を負わせることを要請する；

4. 生成 AI の誤作動に関しては国連総会第三委員会で制裁に関する議論することを要請する；
5. 生成 AI の軍事転用、また軍事用 AI の誤作動に関する議論に関しては国連総会第一委員会で制裁に関する議論することを要請する；
6. 各国に対し、LAWS の全面的な使用禁止のための国際的な枠組みを設立することを強く要請する；
7. 国連事務総長に対し、以下の目的のための国連 AI 倫理ガバナンス機構（UNAEG）の設置を要請する：
 - a. 生命や基本的人権に直接的に危害を加える AI システムの使用の規制；
 - b. 社会的利益や人権保障を脅かす AI システムの使用の規制,
 - c. 生成 AI のアルゴリズムの倫理性や安全性の監視,
 - d. 国家による生成 AI の軍事転用の監視,
 - e. 生成 AI 規制のための継続的な議論,
 - f. 各国の生成 AI の使用及び開発状況の監視,
 - g. AI の使用による問題の責任追及；
8. 国際 AI ガバナンス機構（UNAEG）に対し、生成 AI の誤作動に関し以下のような対応をすることを要請する：
 - a. 生成 AI を提供時に提供者がアルゴリズムの調査を行い、責任を明確にすること,
 - b. 誤作動が発生した後にアルゴリズムの調査を行い、責任の所在を明確にすること；
9. 生成 AI のリスクに関して開発者と提供者が説明責任を果たすことを要請する；
10. 各国に対し、以下のような生成 AI を規制することを要請する：
 - a. 間接的に人命や財産に危害を加える生成 AI,
 - b. 開発者によってフィルタリング機能が搭載されていない生成 AI ；
11. 各国に対し、以下のような生成 AI を禁止することを要請する；
 - a. 価値ある人間の関与が行われていない生成 AI,
 - b. 直接的に人命や財産に危害を加える生成 AI.